

# 水道の「基本料金」を減免いたします

物価高騰等の影響を受ける市民の皆様や事業者様の生活支援及び経済的な負担を軽減する支援策として、水道料金の**基本料金を8か月分減免**いたします。

(4か月分は、基本料金の全額を、次の4か月分は、基本料金の半額を免除)

【免除対象】 減免対象期間中に、給水契約をしている水道使用者  
(公共施設等を除く)

【免除の対象期間】

請求月区分	基本料金の <b>全額</b> を免除	基本料金の <b>半額</b> を免除
偶数月請求	令和8年6月・8月請求分	令和8年10月・12月請求分
奇数月請求	令和8年7月・9月請求分	令和8年11月・令和9年1月請求分

【免除の対象となる料金単価(2か月分)】 ※令和8年6月請求分から新料金(税込)

請求月		R8年4月・ R8年5月請求	R8年6月～ R8年9月請求	R8年10月～ R9年1月請求	R9年 2月請求～
料金体系		旧料金	新料金		
基本料金免除		なし	<b>全額免除</b>	<b>半額免除</b>	なし
口径別 基本料金	13mm	2,640	<b>0</b>	<b>1,661</b>	3,322
	20mm	3,520	<b>0</b>	<b>2,211</b>	4,422
	25・30mm	5,434	<b>0</b>	<b>3,421</b>	6,842
	40mm	9,724	<b>0</b>	<b>6,116</b>	12,232
	50mm	16,302	<b>0</b>	<b>10,252</b>	20,504
	75mm	29,744	<b>0</b>	<b>18,711</b>	37,422
	100mm	48,620	<b>0</b>	<b>30,580</b>	61,160
従量 料金	11～20m <sup>3</sup>	77.0		96.8	
	21～60m <sup>3</sup>	191.4		240.9	
	61～m <sup>3</sup>	225.5		283.8	

※使用開始や中止の時期により、免除となる料金が異なる場合や対象とならない場合があります。

【免除対象外】 ・下水道使用料  
・基本水量(2か月で10m<sup>3</sup>)を超えた分の従量料金

【申請手続き】 申請**手続き等は不要**です。免除額を差し引いてご請求いたします。

【財源措置】 国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用します。

【留意事項】 ※検針票には、基本料金免除後の料金が記載されます。  
※基本料金免除後の料金が0円になる場合は、納入通知書を送付しません。また、口座振替をご利用の場合は振替(口座引き落とし)は、ありません。  
※今回の免除について、市役所からの電話や訪問はありませんので、不審な場合は、ご対応しないようにお願いします。

ウラ面もご覧ください 